平成22年度社会福祉施設等整備方針

1	. 社会福祉施設等・社会福祉室所管施設・ 救護施設	1
	・こども未来室所管施設	2
	・こども家庭室所管施設	4
	・障害福祉室所管施設 障害者自立支援法関連施設	6
2	. 老人保健福祉施設 ・長寿社会室所管施設	3

平成22年度 社会福祉施設等整備方針(社会福祉室所管施設)

室名[社会福祉室]

1 整備方針策定の考え方

生活保護法で規定されている保護施設の新規施設整備については、原則として行わない。ただし、老朽化した施設については、入所者の安全性及び利便性の観点から改築改修等に限定し整備を進める。

2 整備方針

施設種別	圏域	現	状	課題	平 成 22 年 度 整 備 方 針
救護施設	全県	・県員	3か所 計 270名	施設の老朽化に対応した整備が必要となっている。	老朽化による改築改修の整備については、耐用年数等を考慮し、 老朽化の著しい施設であって、かつ施設を利用している入所者等の 居住環境に配慮した改築整備を優先する。

平成22年度社会福祉施設等整備方針(こども未来室所管施設)

室名〔こども未来室〕

1 整備方針策定等の考え方

・地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現	状	課	題	平成22年度整備方針(優先順)
児童館	全県	小型児童館	3 3 館	児童の健全育成活動	動の拠点	1 未設置児童館対策
				として機能を果たして	ており、	・市町等が策定した次世代育成支援行動計画
		児童センター	13館	そのような機能を今後	後ともそ	等に位置づけられた整備計画であり、児童
				れぞれの地域で求めら	られてい	館の未設置市町における創設で、放課後児
		計	46館	る。		童対策や母親クラブ等の地域組織活動の
		(12市5町)			実施を計画しているものを優先する。
		(H21	. 5 . 1現在)			2 既存の児童館対策
						・既存の児童館で放課後児童対策事業を実施
						するため、児童クラブ室等を拡張するもの
						を優先する。
放課後児童クラブ室	全県	放課後児童クラ	ブ数247か所	1 放課後子どもプラ	ンを推	放課後子どもプランにおける市町の運営
		(H21	.5 .1現在)	進するために、市町	「の福祉	委員会等の調整を経た次の整備を行う。
				部局と教育委員会が	で連携を	ただし、施設維持のための、通常の修繕・
				密にして、放課後児	童対策	改修は除く。
				に取り組む必要があ	5る。	1 県内クラブ数増のための整備
						・ すべての小学校区での放課後児童対策

施設種別	圏域	現	課題	平成22年度整備方針(優先順)
			2 小学校に対するクラブ数	(放課後児童クラブ、放課後こども教室)の
			の割合が全国と比較して低	実施を進めるため、放課後児童対策が未実
			い状況にある。	施の小学校区での新規実施クラブの整備
			3 71人以上の大規模クラ	を優先する。
			ブについては、平成21年	2 大規模クラブの分割
			度までに分割するよう国か	・月の平均利用人数が、おおむね71人以上
			ら求められているが、平成	の大規模クラブを分割する際の整備を優
			22年度中に分割する場合	先する。ただし、平成22年度中に事業を
			は、年度当初から2クラブ	開始する場合に限る。
			として運営費申請が可能。	3 県内クラブ数の維持のための整備
			4 実施施設の中には、老朽	・現在の実施施設が使用不能となるが他に代
			化の進んでいるものもあ	替実施施設が無い場合の整備を優先する。
			る。	4 放課後児童クラブの需要
			5 核家族化、共働き家庭の	・放課後児童クラブの需要の多い地域の整備
			一般化により、小学校児童	を優先する。
			についての保育需要が高ま	
			っている。	

平成22年度社会福祉施設等整備方針(こども家庭室所管施設)

室名〔こども家庭室〕

1 整備方針策定等の考え方

- ・入所型施設については、入所を要する者の増加への対応、安全性の確保から老朽化対策の必要な施設の整備、及び居住環境に配慮した施設 の整備を推進する。
- ・保育所等の整備については、子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の目的をふまえ、待機児童解消のための保育所創設 や老朽改築による保育環境の整備を促進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現	状	課題	平成22年度整備方針(優先順)
児童養護施設	全県	施設数 公立 民間	1 1 施設 1 施設 1 0 施設	1 昭和40~50年代前半 にかけて鉄筋化等の整備を した施設が多く全体的に老 朽化が進んでいる。 2 年長児童のプライバシー	1 老朽化による増改築修繕 ・耐用年数等を考慮した老朽度点数に より著しく老朽化した施設を優先す る。 2 居住環境向上のための施設整備
乳児院	全県	施設数 公立 民間	2 施設 1 施設 1 施設	等に配慮した居室の整備が 求められている。	・既存施設の大部屋解消や個室等の必要なスペースの確保及びこれに付随する施設整備を優先する。
母子生活支援施設	全県	施設数 公立 民間	5 施設 2 施設 3 施設	1 DV防止法への対応が求められている。2 施設の老朽化による大規模修繕等の必要性が高まっている。	1 DV防止法対応・居室拡大や室数増加を図る施設整備を優先する。2 老朽化による増改築修繕・耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。

施設種別	圏域	現	伏	課題	平成22年度整備方針(優先順)
婦人保護施設	全県	施設数 1施設(民間	間)	1 施設が老朽化している。	1 老朽化による増改築修繕 ・耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。
				2 心的外傷を有するDV被 害者が増加している。	2 居室の個室化 ・心的外傷を有する入居者のため個室 化を優先する。
				3 児童を伴ったDV被害者 が増加している。	3 DV被害者が、同伴児童と過ごせる 施設整備を優先する。
保育所	全県	施設数 民間 165施設 (H21.4.1現在)		1 保育所入所待機児童が低年齢児を中心に増加傾向にある。また、多様な保育ニーズが求められる。	・現在、待機児童を抱える市町の保育
認定こども園	全県	-		つ フレナのウム・ウ心を体	2 老坛从签1-1-2 故供
子育て支援のた めの拠点施設	全県	施設数 96施設 (H21.4.1現在)		2 子どもの安全・安心を確保する観点から耐震化及び 老朽化の著しい施設の改善 を図る必要がある。	・安全性の確保から耐震化がなされ
家庭的保育事業 実施施設	全県	-		3 地域・家庭における子育 て機能の低下から、地域に おける子育て支援の拠点 施設の設置需要が増加す る。	・修繕については、必要性、緊急性の

1 整備方針策定の考え方

障害者自立支援法により定められた障がい福祉サービスの事業体系を十分踏まえたものを整備する。

児童福祉法により定められた障がい児の児童福祉施設を整備する。

各障害保健福祉圏域ごとに、障がい者数に対する施設整備率、最近数年間の整備実績、県策定の「三重県障害者プラン(第5次行動計画)」及び「三重県障害福祉計画(第二期計画)」、市町策定の「障害者計画」(障害者基本法)及び「障害福祉計画」(障害者自立支援法)の位置づけなどを勘案しながら総合的に判断する。

地域生活移行を推進する観点から、日中活動支援サービス関連施設、及び共同生活介護・共同生活援助を実施する事業所(以下ケアホーム等)の整備を優先し、 入所施設については、安全を損なう老朽化に対しての一部改築及び大規模修繕に限定する。

自力での避難が困難な障がい児者の安全を図るための施設整備を行う。

障害保健福祉圏域は別表のとおりとする。

2 整備方針

県策定の「三重県障害福祉計画(第二期計画)」(障害者自立支援法)・市町策定の「障害福祉計画」(障害者自立支援法)に基づき推進できるよう、主に、日中活動支援サービスを提供しようとする事業所(施設)を優先する。なお、具体的には次の諸点に該当する整備事業とする。

- ・現行の障害保健福祉圏域及び市町の障がい福祉サービスの需要見込みとサービスの提供体制を比較し、特に当該圏域及び市町での事業の実施する優先度が高いと考えられるもの。
 - ・当該地域で訪問系サービスや居住系サービスが併せて実施される予定であるもの、又は、既に実施されているもの。
 - ・障がい福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定(最低)基準、資金計画等を十分検討し、着実に事業が実施できると考えられるもの。
 - ・障がい者の地域生活移行と就労を進めるため自立支援・就労支援サービスを積極的に行うもの。
 - ・障がい者が地域社会と日常的に交流することができるよう、事業(施設)の立地条件等で配慮がなされているもの。
 - ・地域生活移行を推進する観点から、入所施設で著しい老朽による一部改築及び大規模修繕であっても定員減を伴うもの。
 - ・知的障がい児施設を整備する場合には、入所児を支える地域連携等、新たな機能を持ち、施設の小規模化・小舎化をはかるもの。
- ・ケアホーム等を、整備する場合にあっては、住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、原則として入所施設又は病院の敷地外にあるもの。
- ・退院支援施設として整備する場合にあっては、定員と同数以上の既存の精神科病床を転換して整備するもの。

障害福祉施設の改築・補強等による耐震化及び消防法施行令一部改正に伴うスプリンクラー整備を促進する。

(別表)障害保健福祉圏域

平成21年4月1日現在

									1722111	· / 」 以近江
圏域名		巻	域内	市	町					
	桑名市									
桑名員弁	いなべ市									
米口貝开	桑名郡	木曽岬町								
	員弁郡	東員町								
四日市	西日市市									
	三重郡	菰野町、朝日町、	川越町							
公布鲁山	鈴鹿市									
鈴鹿亀山	亀山市									
津	津市									
おたタケ	松阪市									
松阪多気	多気郡	多気町、明和町、	大台町							
伊勢志摩	伊勢市									
	鳥羽市									
	志摩市									
	度会郡	玉城町、大紀町、	南伊勢町、	度会町						
伊賀	伊賀市									
	名張市									
4コーレ	尾鷲市									
紀北	北牟婁郡	紀北町								
细毒	熊野市									
紀南	南牟婁郡	御浜町、紀宝町								

1 整備方針策定の考え方

- ・ 第5次三重県高齢者福祉計画及び第4期三重県介護保険事業支援計画における施設利用者数の見込みや市町の意向等をふまえつつ、施設サービスを必要とする高齢者が、できるだけ円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・ 在宅要介護高齢者の医療ニーズの高まりをふまえ、特別養護老人ホームと介護老人保健施設について、優先的に、かつバランスよく整備する。
- ・ 県補助を受けずに、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設を整備する場合についても審査の対象とする。
- ・ 圏域については、別表「高齢者福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	平成 2 2 年度整備方針
介護老人 福祉施設	圏域別	 1 入所申込者が依然として増加しているため、整備を進める必要がある。 	1 圏域ごとに平成22年度整備可能数の範囲内とする。
(特別養護老人ホーム)		2 入所者が家庭に近い居住環境の下で生活ができるよう、ユニット型の整備を進める必要がある。	2 整備に当たっては、ユニット型とする。
			* 詳細については、「特別養護老人ホーム・介護老人保健施 設整備選定方針」に基づいて審査を行う。

現状と整備可能数 (人分)

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合 計	備考
既整備数(H21.4.1)	2,103	1,820	2,030	4 6 0	6,413	市町における整備対象とな
H 2 1 年度整備予定数	5 0	0	3 0	0	8 0	る小規模(定員29人以下) の特別養護老人ホームの定員
小 計 (A)	2 , 1 5 3	1,820	2,060	4 6 0	6,493	数は含まず。
H 2 2 年度整備定員数(B)	2,183	2,100	2,180	4 8 0	6,943	
H 2 2 年度整備可能数 (B)-(A)	3 0	280	1 2 0	2 0	4 5 0	

施設種別	圏域	課題	平成22年度整備方針
介護老人保健施設	圏域別	1 医療提供と在宅復帰支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備 を進める必要がある。	1 圏域ごとに平成22年度整備可能数の範囲内とする。
		2 入所者が家庭に近い居住環境の下で生活ができるよう、ユニット型の整備 を進める必要がある。	2 整備に当たっては、ユニット型とする。
			* 増築による整備については、県補助の対象外とする。 * 定員29人以下の創設については、市町の整備計画により実施するため、各圏域の平成22年度整備数が変動する場合がある。 * 詳細については、「特別養護老人ホーム・介護老人保健施設整備選定方針」に基づいて審査を行う。

現状と整備可能数 (人分)

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合 計	備考
既整備数(21.4.1)	2,071	1,523	1,880	3 5 8	5,832	
H 2 1 年度整備予定数	0	9 0	0	0	9 0	
小 計 (A)	2,071	1,613	1,880	3 5 8	5,922	
H 2 2 年度整備定員数 (B)	2,291	1,633	2,000	3 5 8	6,282	
H 2 2 年度整備可能数 (B)-(A)	2 2 0	2 0	1 2 0	0	3 6 0	

施設種別	圏域	課題	平成22年度整備方針
養護老人亦一厶		1 老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ整備を進める必要がある。	1 老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ改修又は改築による整備を進める。

3.その他

- ・ 療養病床から介護老人福祉施設等への転換については、当整備方針の別枠とする。
- ・ 既存の介護老人福祉施設等のスプリンクラー整備については、当整備方針の別枠とし、介護基盤緊急整備等特別対策事業により対応するものとする。

(別表)高齢者福祉圏域

平成21年4月1日現在

-										17%= : 1 :/3 : 日 :/0 =
巻	域	名			巻	域	内	市	町	
		勢	桑名市							
			いなべ市							
			桑名郡	木曽岬町						
北			員弁郡	東員町						
			四日市市							
			三重郡	菰野町、朝日町、川越町						
			鈴鹿市							
			亀山市							
	勢伊	骨	 津市							
中			伊賀市							
			名張市							
南	勢 志	文摩	松阪市							
			多気郡	多気町、明和町、大台町						
			伊勢市							
			鳥羽市							
			志摩市							
			度会郡	玉城町、度会町、大紀町、	南伊勢	势町				
	紀	州	尾鷲市							
₌₌			北牟婁郡	紀北町						
東			熊野市							
			南牟婁郡	御浜町、紀宝町						